

### >10月は個別労働関係紛争処理制度に係る月知月間です。

# 等場のトラスルに関する相談会

(令和5年度)

あなたの労働に関する相談を,労働に関する知識や経験が豊富な県 労働委員会委員 【弁護士・大学教授,労働組合役員,会社経営者】 が お受けします。(秘密厳守,無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする 「あっせん」制度を利用することもできます。(裏面のとおり)

В	時	場	相談対応者等
10月 3日(火) 〔合同相談会〕	午前 10 時 ~午後4時 (受付:午後3時30分まで)	県労働委員会(県庁 15 階) (鹿児島市鴨池新町 10-1) ※ 電話でも相談できます	<ul><li>県労働委員会委員</li><li>関係機関相談員等(労働局,社労士会,県雇用労政課)</li></ul>
10月15日(日) 〔休日相談会〕	午前 10 時 ~午後4時 (受付:午後3時30分まで)	県労働委員会(県庁 15 階) (鹿児島市鴨池新町 10-1) ※ 電話でも相談できます	• 県労働委員会委員
10月24日(火)	午後 2 時 30 分~5 時 (受付:午後 4 時 30 分まで) ※毎月第4火曜日に開催	県労働委員会(県庁 15 階) (鹿児島市鴨池新町 10-1) ※ 電話でも相談できます	• 県労働委員会委員









くお問い合わせ・予約先>

鹿児島県労働委員会事務局(鹿児島市鴨池新町 10-1)

相談専用ダイヤル: 099-286-3943

時間:8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く。)



## トラスル解説「あっせん」をご利用くださん

県労働委員会では、個々の労働者と使用者との間に労働に関するトラブルが発生し、当事者間 で解決を図ることが困難な場合、その解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

あっせんは、公益委員(弁護士、大学教授等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員 (会社経営者等) の三者によるあっせん員が、双方の主張をお聞きして、歩み寄りにより円満な 解決をお手伝いする制度です。公労使三者構成によるあっせんは、労働委員会ならではの制度で あり、公正かつ丁寧な対応が特徴です。

労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

詳細は,事務局(099-286-3943) にお問い合わせいただくか, 鹿児島県労働委員会のホームページをご覧ください。

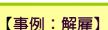
\*ホームページは

鹿児島県あっせん

\*スマホサイトはこちらから→

相談からあっせんに至った事例

《労働者側》



労働者Aさんは,会社から勤務態度不良等を理由に解雇を言い渡された。Aさんは,解雇及び解雇 理由に納得がいかないとして、解雇の撤回を求めてあっせんを申請した。

(あっせん経過)

会社は解雇に至る手続において落ち度があったことを認めたものの、解雇の撤回は困難と主張した。 あっせんの結果、労使双方が金銭解決の意向を示し、A さんの退職及び会社がAさんに解決金を支払 うことで双方が合意し、解決した。

#### 【事例:退職強要及びパワハラ】

労働者Bさんは、使用者からの退職強要及び人格を傷つけるような発言や行為を受け、事業主に対 して改善を求めたが納得いく回答がなかったとして、退職強要の中止及び職場環境の改善を求めて あっせんを申請した。

(あっせん経過)

<mark>使用者は、あっせんの前にまずは当事者間で話し合いを行いたいと主張し、Bさんもこれを受け</mark> **入れた。その後、Bさんから、使用者からの退職強要及び人格を傷つけるような発言等がなくなり** 改善されたとして、あっせん申請の取下げがあり、解決した。

#### 《使用者側》

#### 【事例:退職条件】

会社は、会社解散に伴い、社員に対して、関係会社への転籍又は退職を選択するよう提案した。これ に対して、労働者Cさんは退職の意向を示したが、会社が提案した条件には納得できないとした。数回 にわたり交渉を重ねたが、合意には至らなかったことから、会社があっせんを申請した。

(あっせん経過)

第1回あっせんでは双方の主張の隔たりが大きかったため、あっせん員が双方に退職条件の再考を求 めた。あっせん員の粘り強い説得により、第2回あっせんで双方が退職条件に合意し、解決した。





